

Title	化繊産業に於ける中小機業の分析：その発展に於ける問題性について
Sub Title	An analysis of sub-contract weaving enterprise in the textile industry
Author	藍原, 豊作
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.8 (1957. 8) ,p.702(30)- 717(45)
JaLC DOI	10.14991/001.19570801-0030
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570801-0030">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570801-0030</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 化繊産業に於ける中小機業の分析

—その発展に於ける問題性について—

藍原豊作

- 一、戦前に於ける特質
- 二、戦後過程—第一段階
- 三、再編成過程—第二段階

## 一、戦前に於ける特質

まず、戦前レーヨン産業に於て人絹織布業がもっていた若干の特質を、主としてその原料部門をうけもつ所の独占資本との関連の中で明らかにして置こう。それが担っている問題性は多くかかる関連の中に見出される。

人絹機業の歴史は比較的新しく、その製品が商品化され、量産化されてくるのは昭和の初期、殊に六年以降のことに属する。この時期に於てレーヨン産業は、高度の技術的行程の試験的時期を終り、折からの輸出の増大を契機として飛躍的な発展の過程に入り急速な設備の拡張と市場の拡大を遂行した。特に昭和六年末の金輸出再禁止は、生誕間もないわが国レーヨン産業を輸出産業として世界的水準にまで高めるきっかけとなった。

元来、人絹会社は、この時期に於てすでにその独占的地位を確立し、老大な資本を擁していた「紡績資本及び財閥資本」の転化したものとして出現したものであり、すでにその出発点に於て巨大な「近代的装置産業」であった。<sup>(1)</sup> 東洋レーヨンは三井を背景に、倉敷絹織は倉敷紡績により、日本レーヨンは大日本紡績により創始せられていた。

これら「大工業」としての人絹会社は、昭和六年以降の「輸出ブーム」の中で著しく増大し、戦前最盛時の人絹会社数二十一社の中、この期間に新設されたものが十二社の多きにのぼっている。

かかるレーヨン産業の急激な発展と、その発展を特質づけるものとして屢々指摘せられているようにその織布部門は機業のもつ特殊な役割と、その機構的特徴としての不均等な発展、即ち、原料部門を受けもつ「大工業」に比較しての機業の零細性が指摘せられている。

いうまでもなく、この産業に於ける社会的分業組織は、原糸製造部門とその織布部門に分れており、それらは資本的にも、経営規模的にも、更に地域的にも全く異なった二つの部門を形成し、織布部門はさらに準備、仕上の三行程にそれぞれ細分化し、原則として異なった資本によって組織されている。

これら織布部門を中心とする分業組織の形成は絹織物業より再編成されたものである。

これより先、従来の絹織物業地、即ち、輸出絹織物業地としての福井、石川、内地向機業地としての桐生、足利、西陣、更に絹織物業地としての浜松、名古屋地方等々、その他多くの機業地に於て欧州戦後の反動的不況が絹織物の漸減となって現われ、これら機業地に於ては期せずして不況克服策として新繊維による製品の研究が進められた。福井に於ては大正十四年輸出向雙人絹織物が、桐生に於ては内地向織物に人絹が使用され始めた。これらをきっかけとして従来の絹、綿織物の機業地を通じて、その代替としての人絹織物は急速に伸長した。

昭和五年から十年の間に人絹織物は約四倍半の増加をしめし、最も顕著であった福井を例にとれば、大正十三年の人絹糸消費高六二二百分度は、昭和十一年には九四三、二七五百分度と比較にならぬ伸びを示している。而もかかる発展の礎地をなす人絹機業は、その六割が絹、綿機業より転換したものであるといわれている。

以下、かかる発展の示す若干の特質と、そこに内包された問題点

## 化繊産業に於ける中小機業の分析

を指摘しよう。

### 1 人絹機業の役割

戦前のが国の輸出貿易にしめる繊維工業の比率は、その最盛時（八年—十二年）に於て約六割近い高率をしめしており、その内、絹類を除いた繊維（綿、毛類）が殆んどその原料を海外に依存し、その貿易バランスは入超となっていたのにくらべ、人絹は絹に次いで出超をしめしている（次頁第一表参照）。

更に絹輸出の減少——大正十四年の輸出額を一〇〇とすれば昭和六年にはその指数は二九と著しい低落をしている——の後には、絹に替ってその外貨手取高の高さを通じて国内産業の再生産に重要な役割を担ってくる。

この輸出産業として性格づけられたレーヨン産業を輸出内訳から見ると、原糸輸出にくらべ織物輸出の比率が圧倒的に高く、平均して輸出の七割から八割が織物によってなされている（第二表参照）。

この傾向は機業の側から見ても何われ、人絹織物生産高にしめる輸出の比率は、昭和十年に於て約六割、昭和十二年には約七割二分にも達している。

次に、輸出市場について見ると、絹織物がその主たる市場をアメリカ、欧州等の先進諸国に求めたのと異なり、人絹織物は近接の植民地、半植民地（昭和十年—十二年に於て、インド十五％、朝鮮十五％、満州八％、インドネシア八％等々）を市場として発展していた。かかる性格は戦後に於ても基本的に貫かれている訳であるが

第三表 人絹機業規模別工場

機台別	1台~5台	6台~10台	11台~20台	21台~50台	51台~100台	101台~200台	201台以上	計
機業数	1,109	1,899	1,740	1,416	383	147	75	6,769
%	16.39	28.02	25.72	20.92	5.66	2.17	1.12	100

昭和 13 年版「人絹年鑑」

第四表 工場規模別生産額

職工	5人~10人	11人~15人	16人~30人	31人~50人	51人~100人	101人以上	計	生産額 総計
8	12,293	9,189	20,342	16,267	15,566	18,620	97,276	189,904
9	23,559	13,033	28,731	22,961	23,890	29,463	141,637	257,661
10	22,524	15,066	31,335	25,255	26,047	28,977	149,204	279,646
11	28,090	20,195	45,625	36,964	37,159	52,053	220,086	—

1) 単位 1,000 円 2) 総計は 5 人未満を含む 3) 昭和 13 年版「人絹年鑑」

第五表 人絹機台数推移

	大正11年	昭和 4 年	6	8	10	12	13
力織機	44,578	68,413	75,285	101,336	154,496	193,950	201,475
広巾	49,707	57,436	67,517	74,952	97,481	111,794	114,161
手織機	170,578	99,190	89,641	84,089	82,868	73,470	75,656
計	264,863	225,039	232,443	260,377	334,845	379,214	391,292

商工省工場統計

が、他方では、その生産額の増加に力める従業員一〇〇人以上の工場の比率の増大は、絹業より再編成された人絹機業の新たな発展を力めるものである。全体として力織機の手織機の凌駕は昭和四年にはかなり進んでいる（第五表参照）。

だが、人絹機業としての新たな展開は、小巾力織機に対する広巾力織機への増加の中に一層明瞭に現われていると思われる。かかる小巾から広巾への転換は、八年以降の輸出の増大の過程で特に顕著になり、広巾の著しい進出が見られる。

地区的に見れば絹業の工場工業化を主導した輸出羽二重部門の福井に於ては、つとに大正の初期すでに工場工業の段階に入っており（力織機比率五二%）、この福井地方に於て人絹機業への巡回と広巾力織機への移行は最も早く、昭和十年には力織機台数は六万余台を算えている。

かくして、絹業より人絹機業への機業の編成替の過程は、その技術的基礎として、電動機の採用による工場工業化、小巾から広巾力織機への広汎な転換の過程をともなつたのであるが、それを主導したものは統計資料の中で圧倒的な比重をしめる三十台未満の「小規模工場」であり、この基礎の上で人絹機業の大半が生産せられた。他方では、これらの技術的巡回を基礎にした新たな市場の拡大の中で

第一表 繊維貿易バランス

	輸入高	輸出高	差引
綿	854.3	585.6	-268.7
毛	212.4	61.2	-151.2
絹	0.8	471.2	470.4
人絹	44.2	178.3	134.1

1. 単位 百万円
2. 年度 昭和 11 年
3. 「人絹年鑑」昭和 12 年版より。

第二表 人絹輸出高

	輸出高	輸出 生産	内 訳	
			原糸	織物
昭 6	31,381	64%	2,742(12)	28,639(88)
7	56,177	80	7,630(14)	48,547(86)
8	63,239	64	9,508(15)	53,731(85)
9	93,957	61	23,403(25)	70,554(75)
10	126,457	56	35,868(28)	90,589(72)
11	159,953	57	47,939(30)	112,012(70)
12	167,283	49	59,496(36)	107,787(64)

1. 単位 1000 封度
2. 織物は 1 平方碼 = 0.18 封度換算
3. ( ) 内 比率
4. 「東洋レーヨン社史」P. 334 より作成。

工場工業の展開、さらにその人絹機業への巡回の具体的態様は、織物種類、及び各機業地の諸条件の相違によって異なった発展の仕方をとるのであるが、それにもかかわらず一般的に規定されている若干の要因をあげることができる。

その存立態様について見れば、人絹機業が戦前に於てほぼその最盛時を指標する昭和十年—十二年の期間に於て三十台未満の工場数は全体の八〇%をしめており（第三表参照）、この機台に充用される従業員数を十五人未満のものとして規模別生産額を見ると、十五人未満の工場の人絹機物別生産額に対する比率は七〇%余をしめている（第四表参照）。

戦後に於ける海外市場の諸条件の変化は、レーヨン産業の発展を制約する要因にもなっている。

2 展開態様

絹業より再編成された人絹機業については、その特質として工業経営に於ける著しい劣位性があげられている。

たとえば「人絹機業は、人絹会社、特約店、織物問屋と一列の人絹部門中、最も弱い一環をなしている。」

これを裏づけるものとしては、人絹機業が絹業より再編成されたものであるという事情が考えられる。もとより、絹織物業に於ける

又、従業員五人未満の零細工場の生産額が全体の約五〇%にも達している。これらの事実が人絹機業の規模の零細性、そこに於ける低賃金、劣悪な労働条件を必須化せしめる。

他方、この巡回の過程に於て従来の絹業に於ける生産規模は一部に於て拡大され、特に零細機業に比し、十台—三十台前後の機業の比重が高まる。

又、この期間に於て、その技術的基礎としての手織機から力織機への移行も急速に普及する。この技術的発展は、それが電動機の採用によって行われたため総体として「小規模工場」の展開となった

機業規模の拡大が見られる。

つぎに、これら人絹機業の経営態様について見よう。

即ち、上述の機業形態に於ける巡回は、同時にその経営態様に於ける新たな展開でもあった。この変化は、いわゆる、絹業に於ける「問屋制」の「新問屋制」への転回、他方では、「独立の小規模工場制工業」への転回として扱えられてきたものである。そこで、この巡回を主導したものは前記の「小規模工場」の広汎な展開であった。

一方に於ける家内工業の「小規模工場」への編成替は、他方で旧来の「問屋制」を「新問屋制」として再現せしめる。即ち、これら小規模工場の大半は新たな問屋制支配の下に従属し、糸問屋又は多くの場合同時に織元問屋である問屋から原糸を前貸りし、織物製品を渡して一定の工賃をうけとる。従って問屋に対して常に隷属的條件の下に置かれており、工賃そのものについても依然として問屋の圧力は大きい。このような問屋制工場の展開にもない、従来の問屋は「新問屋制」へ移行する。たとえば、福井県に於ける「北陸リヨン商組合」の成立に見られる如く、絹業に於ける生糸問屋が新たな問屋制の主軸として移行する。この場合、従来の問屋の生産者化を一般的特徴とする。即ち、これら「小規模工場」の自立性の増大が確立する中では問屋は生産者化することの中でのみ自己の問屋制支配を行うことができた。かくして問屋は、自己生産を行うと

同時に広汎な委託賃機をなす。この点については一般的な指摘にとどめる。

この段階に於ける「問屋制支配」は、主として機業を兼営する産地問屋、又は化繊会社の「特約店」によって行われている。人絹糸の流通は、これら「特約店」を通じてのみ行われるので原料供給を軸とする「特約店」の機業支配は強い。尤も「特約店」の機業支配は地域的に異なった形態をもち、主として売買関係によるもの（福井県）、「特約店」が機業家を兼営しながら、同時に問屋制支配を行うもの（石川県）、更に、「特約店」は産地問屋との売買関係にのみならず、機業との直接の接触をもたないもの（桐生）等々、その支配は多様である。

にもかかわらず、これら「特約店」が戦前に於て果していた役割は大別して二つあげることができる。即ち、第一には「特約店」又はそれに従属する産地問屋を通じての問屋制支配、第二には「特約店」を利用し、流通機構を強化する中で行う糸価の独占価格による機業支配。この二つの作用をもったものとして「特約店」の存在は考えられる。最後に第二の作用を追求する中で戦前の人絹機業が担っていた問題について全体としての構図がえがかれる。

### 3 問題の所在——独占との関連

前節、後半に於て人絹機業のもつ問題性の一つを「新問屋制」——「特約店」を通ずる問屋制支配として扱えた。ここでは「特約店」を通ずる第二の「市場」の側面から問題を扱える。

ここでは機業に於ける原料・原糸がその支配の根幹として機能する。

他の主要な「収奪」と「利用」の方法は、「独占価格」によるそれであり、経済的には、機業に於て実現すべき利潤が独占価格によってそれだけ独占の側に移転する。ここでは、問屋資本の隷属のものから独立し、原糸並びに製品の取引自由ないいわゆる独立経営のものも一応にその支配の中に包括される。この独占価格による機業支配は、中小機業の側につねに原料価格の不安定、採算の危険等を通じて経営危機を惹起せしめる。逆に、独占的メーカーによってかかる価格操作は独占利潤の最大限を追求していく上の必須の条件なのである。

独占価格による市場支配を意図した戦前のカルテル組織は、「人絹連合会」であった。この「人絹連合会」は、戦前の化繊産業の発展の性格、即ち、増産と操短の歴史の中で昭和四年に成立した。換言すれば、戦前の人絹工業の急激な発展は、他方に於てつねに過剰生産の不安を孕み、その対策としてカルテル支配を一層強化する必要をもっていたのであり、「人絹連合会」はかかる課題を担って結成された。従って、当然のことながら「人絹連合会」の主要な目的は、生産調節（操短）と義務輸出をテコとする糸価維持策であった。誤であり、事実、連合会は昭和四年末から五分の操短と五分の義務輸出を行っている。

又、連合会は国内流通面に於て、市場対策として人絹糸配給の全

すでに述べた如く、この段階に於て成立した人絹工業は、文字通り独占的大工業であり、それを生産の集中度について見れば、昭和十二年、二十一社で五三・四%をしめしている。これら巨大資本の市場支配が「小規模工場」に与える影響は決定的に大きい。

これら人絹メーカーは、綿織物機業に於けると異なり、人絹織布兼営者として、即ち、大資本と小資本との直接的競合、前者による後者の圧倒としては現われていない。人絹糸はその大部分を販売に依存せしめている。

もちろん、これらの独占的資本が織布兼営として現われない理由には若干の技術的要因もっている。例えば、人絹織物は輸出産業として比較的広汎な市場をもちながら一品種当りの需要に連続性がなく大工業特有の大量生産が困難である。又これに関連して製品品種が驚くべき多様にわたり、かかる市場的要因からも労働手段の均一性、統一性に困難もっている、等々。

このような技術的要因の中にも、「小規模人絹機業」の存立を可能にする一半の理由を見出すことができる。だが、独占にとって中小機業存立の意味は、独占利潤を実現するためであり、中小機業の広汎な存立もその担う問題はこの点から考察されねばならないだろう。独占資本はその主要な性格として資本の集中と集積を促進する。レリオン産業に於ては、この性格は直接的な競合、圧倒としてではなく、むしろ流通面よりする収奪と利用の中で行われる。前述の「特約店」「問屋」を通ずる問屋制支配はその一つの方法であり、

国的組織としての「特約店」をして連合会加盟以外のいわゆるアオトサイダーの製品は一切これを取り扱わない。又、連合会加盟会社は「特約店」以外に一切これを販売しない旨の相互独占的協約をむすび、その独占的地位の強化を策した。

ちなみに、その当時に於ける人絹価格構成について見れば、「人絹価格は、大正十一年の年平均五・一八円を最高として漸落歩調をたどり、昭和六年には九・七円に低落、昭和十二年に至っては八・九円―八・三元にまで漸落した。而るに生産原価について見れば、秦迪三氏の計算によると昭和四年の生産費は一・四二円で同八年には五・三円になり、糸価の最も低迷であった十一年には償却費を含んでも一両当り四・五円にまで引下げ得た。」といわれている。もってその利潤の大きさを伺わせる。

かかる独占利潤の「しわ」は、一列の取引を通じて零細機業に転嫁される。極端な低賃金がこれを支える。一方では、機業家と人絹会社の対立を激化させる。例えば、昭和五年福井に於ては、つとに「義務輸出という名のダンピングは、国内価格を吊上げることによって値下り損を全部機業者に転化するものである」としてこれに反対する運動は、人絹系の輸入関税撤廃の動きとなって現われた。

この動きは、殆んど初期の目的を達しなかつたがかかる事例の中に人絹機業を支配し、経営の危機をもたらす究極のものが「独占的大工業」であるということ。逆にいえば、「独占的大工業」にとつて広汎な機業の存在はかかる意味に於てむしろ必要なものであると

な関連をもって現われてくる。それは、この産業に於て主導的地位を占める独占的人絹会社の発展を規定した諸条件が人絹機業との接触を一層密接なものたらしめたことである。この間の事情は戦後の復興過程そのものが最もよく伝えている。

1 規定的条件

戦後の繊維産業の復興については、それが他の産業に於けると同じく占領軍の「管理政策」の一環としてとりあげられた。これによって繊維産業に課された役割は、「食糧その他の必要物資輸入のための見返物資生産の増加」及び「戦後産業復興の中核の形成」ということであり、このためその復興は急がれ、その方向は極端に輸出が強調された。戦前に有していたレイヨン産業の外貨手取率の高さは、かくして占領軍当局によって新しい内容をもたされ引き継がれた。昭和二十一年十月「繊維産業再建三ヵ年プラン」により先ずその復興が開始された。次いで二十二年一月、総司令部から人絹系、スフ系の輸出原則が指示され、「人絹糸は各月生産高中三〇万封度もしくは三分の一のいずれか大きい方を輸出向織物用として残部は全部原糸輸出する方式が示された。」かくして、その復興の重点は輸出、特に原糸輸出を中心として進められた。

このプランに対し、生産の実績は僅かにそれぞれ五〇%余にすぎなかつた。これにはもちろん、繊維産業に於ける戦争の破壊と、その復元過程の困難さを指摘しなければならぬ。しかしここで問題なのは、かかるプランで強調された原糸輸出が戦後の海外市場条

化繊維産業に於ける中小機業の分析

いうこと。以上、簡単に問題の所在を列記した。

註(1) 名和統一、小倉俊、藤田一雄共著「日本資本主義と化学繊維産業」経評三十年七月号参照。

(2) 戦前についての人絹機業の資料は「人絹年鑑」昭和十二、三年版を多く使用した。

(3) この点についての戦前の分析については、小宮山琢二著「日本中小工業研究」を参考とした。それによると、この生産旋回を「家内工業は小規模工場制工業と新問屋制工業に解体した」といわれ、中小工業の担う問題を後者の中で追求しているが「大工業の社会的性格」との関連の中で問題性を把握するならば「問屋制」だけでは不十分であるので(3)に於て市場的側面の「問題性」を明らかにした。

(4) 「人絹年鑑」昭和十二年版「人絹価格の構成について」参照。

尙、戦前の「レイヨン産業」については、「東洋レイヨン社史」「帝人」の「当社の沿革と化学繊維工業概観」、人絹機業については前記の「人絹年鑑」を多く使用した。

二、戦後過程―第一段階

前節に於て指摘した人絹機業の戦前に有していた性格、それが担っていた問題は、戦後過程の中で一層明瞭に、内容的には一層複雑

件の変化によって早期に変更を迫られねばならなかつた事情である。

二十四年から二十五年にかけて人絹の輸出高に占める原糸と織物の大巾な変更――この期間に於て、輸出高に占める原糸の割合は七九%から二五%へ、逆に織物は二〇%から八五%と全面的にその比率を変えている(第六表)。

第六表 輸出内訳

	輸出高	内 訳	
		原糸	織物
昭24	24,108	79.3	20.7
25	36,900	15.5	84.5
26	60,247	28.3	71.7
27	50,856	25.9	74.1
28	57,349	28.3	71.7

1) 内訳は実数に基く百分比  
2) 出所 第二表に同じ。

「東洋レイヨン社史」はこの推移を次の如く述べている。「二十四年以來輸出不振と国内需要の減退が著しくなり、この状況は二十五年に入りますます深刻化し人絹糸の滞貨は増加するのみで三月末には全国合計の人絹糸滞貨は二千四百万封度に及びこれは当時の人絹糸生産の約三、五ヵ月分に相当する。」かくして「二十四年十月人絹糸及び同製品の配給統制が廃止され、更に二十五年一月には価格統制が廃止されて内地向販売に主力が注がれた。」換言すれば、海外市場の縮小化が人絹会社の資本蓄積の条件を変化せしめ、かかる事態を背景として初めて人絹機業の復元が積極的にとりあげられた。

従つて、独占にとつて人絹機業復元の意図は次のように考えるこ

とができる。即ち、一方では、人絹機業のもつ低賃金を利用した織物のダンピング輸出の中で人絹糸の増加をまかない、他方では、独占的糸価による人絹機業よりの収奪によって資本の蓄積をおしすすめる。

このような発展の仕方は、ほぼ戦前を踏襲したものと考えられるが、かかる結合の一層の強化は、人絹機業の展開に於て具体的な変化となって現われてくる。

## 2 具体的変化

「昭和三十一年度繊維統計年報」による人絹機業の業者数は約二万余を数える。このうち三十人未満の零細規模機業のしめる割合は約九割強をしめ、その人絹織物総生産高にしめる割合は約七割に達している。地区別に見れば第七表の如くである。即ち、総生産高の七割は、福井、石川がしめている。その平均規模は最大の機業地福井をとって見ても二十四台(二十六年)、石川のそれは二十一台といずれもその規模は戦前より零細化している。

これら零細機業は戦前に於ては、多く産地間屋の支配下にあったものである。

だが戦後に於ては産地間屋の支配力の後退が特徴的な現象である。戦前との比較に於ていえば、戦前産地間屋はその強力な機業支配と機業家を兼営する中で零細機業を間屋制的に支配し、人絹会社のカルテル支配の「しわ」を機業に転嫁することができた。だが戦後の独占資本の蓄積の根幹が国内市場に限定されたことと結びつい

第七表 地区別分布

		生産高	力織機台数
福井	263,072	42,288	
石川	196,032	30,624	
群馬	25,146	10,572	
富山	18,925	4,092	
山梨	16,407	13,748	
全国計	659,552	185,905	

1) 単位 生産高千平方碼  
2) 出所 「繊維統計年報」31年版

第八表 規模別機業数

規模別	工場数	%	規模別	工場数	%
1台~5台	9,046	53	41台~50台	203	1.2
6台~10台	3,726	22	51台~100台	324	1.9
11台~20台	2,211	13	101台~200台	116	0.7
21台~30台	790	4.7	201台~500台	34	0.2
31台~40台	349	2.1	501以上~1,000台	9	

1) 26年4月現在  
2) 総合数(力織機) 19万台  
3) 工場数 1万7千

て独占資本の人絹機業への進出が目立ち、産地間屋の機能はいちじるしく狭められた。具体的には福井の如く直接化繊会社の支配の下で大商社が戦前の間屋に替る機能を果している。ただこの場合商社と機業家との関連は戦前の間屋制的賃加工ではなく、資金的負担を軽減し、その回転を早めるため原糸は多くの場合売買の形式によって行われている。したがって、機業にとっては戦前の加工賃によるいわゆる賃機に代って独占価格による収奪の部面が多くなっている。

もちろん、多くの機業地が分散し、且つきわめて零細機業によって構成されている人絹機業に於ては間

屋の利用される面も非常に多い。たとえばレーヨンマフラー(桐生)の如く四五軒の産地間屋の下に約三〇〇軒の機業、一八〇〇台の織機が組織されている。石川県に於ても産地間屋の機業支配は強い。

この場合には、商社、化繊会社への原料面に於ける従属を強める。「売買形式」事実上の賃機形式をとっている場合、産地間屋の存立は独占価格による上からの「しわ」を零細機業の加工賃の切下げにどれだけ転嫁させ得るにかかっている。いずれにしても、地域的な産地間屋の支配力の後退は、機業を原料の購入、製品の販売に於て直接市場と接近せしめ独占資本との関連を深める。

かかる展開態様の下で戦後の化繊会社が人絹機業に対する市場政策として始めたものは流通過程を通ずる「価格政策」であった。

## 3 独占との関連

戦後における独占的化繊会社の復興の特徴は、それが戦時過程を経て著しく集中化されたことである。人絹六社ではほぼ百パーセントをしめる。ここで生産される人絹糸はその八〇%が市販され、約二万人の人絹機業家はこれら六社に全面的に原料を依存している。

かかる原料部門の著しい強化を背景に二十五年価格統制がはずされた。その後には原料、製品価格の比較は第九、十表の通りである。これが示すようにその製品価格は五十一年以降かなり下っている。而も原糸の値下りは織物の値下りほど激しくない。更に、その価格構成について見れば、一方は価値以上の価格での販売である。他方は、価値以上の原料を購入し、零細機業が惹起する過度競争によって低廉な販売価格は固定化する。それはしばしば正常な費用価格にも達しない。具体的な事例についてこの点を明らかにしよう。

第十一表はレーヨン二次製品としてのレーヨンマフラーの販売価格の推移である。

その価格は二十七年以降いわゆるデフレ政策を反映してかなり急速に下落している。今一ポンド二二〇円の糸価で換算するとマフラー一枚当りの所要糸量〇・一五五封度であるから一枚の糸代は三四円。織工賃一枚当り三円を基礎にした加工賃の合計は二十八年頃二二円であるから計五六円。一ダース当り六七二円であ

第九表 糸高、布安

年度	素材原糸	織物
48	149.1	136.1
49	360.5(+140)	268.2(+97)
50	476.2	673.7
51	673.7	413.3
52	566.2(-16)	311.6(-26)
53	544.8	302.3

( )内増減率

第十表 物価指数の比較

	人絹糸	人絹織物
48年	100	100
50上	228	189
下	418	267
51上	541	308
下	360	224
52上	317	209
下	279	172
53上	290	189
下	341	204
54上	319	188

「綿と化繊の産業構造」より転載

第十一表

年次	マフロン 販売価格 レラー
24	1,290円
25	1,260
26	946
27	687
28	635
29	600

(ダース当り価格)  
桐生織物協組資料

る。上掲の表から二十八年にはすでに赤字になってい  
る。さらにこれを検討する  
と、一枚の織工賃三円で計  
算すると十二時間労働で織  
機の回転数を一三〇回転と

すると二台持一日の織高は約七〇枚であり、一日の出来高賃金は二  
四五円になる。しかも、かかる価格の下落が、耐用年数十五年以上  
の織機が八〇%であるといったきわめて生産性の低い状態の中でお  
こなわれた。

従って、加工賃の切下げは一層の低賃金と労働の強化を機業  
労働者に押しつけること以外経営の危機を回避する方法はなかつ  
た。

以上簡単にこの時期の推移を見てきた。かかる事態を必至化せし  
める要因としてその存立態様を特徴づける過度競争、さらにその  
独占にとっての合理的な利用<sup>II</sup>収奪が指摘されねばならない。機台  
数に比較しての国内向原糸量の僅少<sup>6)</sup>(絹人絹織機二〇万台に対し、  
出廻糸により運転可能台数は一四万台弱に過ぎず、約六万台の過  
剩設備が計上されている。)という事実は、零細規模機業に附帯す  
る過度競争を一層激化せしめ、独占価格の維持をきわめて容易にす  
る。

三 再編成過程—第二段階

1 その背景

一方に於ける織物輸出の増大と他方に於ける人絹機業よりの収奪  
は、動乱ブームの過程で化繊会社に莫大な独占利潤をもたらした。

この過程でその独占的市場支配を通じて糸価の無制限的な高騰を  
可能にした。二十六年の糸価は最高五一六円、最低二〇〇円であり、  
さらに、この価格変動を利用した投機的利潤を可能にした。

輸出の一時的増大をきっかけとする動乱ブームは確かに独占の蓄  
積を急速に高めたが、それは同時にそこに内包された矛盾をも急速  
に成長せしめ、ブーム終熄と共に過剰生産の様相を深刻化した。一  
つにはブームの過程を通じて物価高が促進され、それが激しく輸出  
不振を招来した。他方では、その販売市場としての機業は流通過程  
の混乱等を契機として著しい不安定にあった。

過剰生産は先ず輸出の減退を契機として顕在化した。人絹糸生産  
高にしめる輸出の比重は二十六年の四三%から三五%に低下し、特  
に原糸輸出は同期間に二五%も大巾に低下し、人絹織物も一二%近  
く減少している。

かかる輸出の減退は直ちに国内市況の悪化となって現われ、人絹  
糸在庫は二十六年三月を底として増大の傾向をたどり、価格も二十  
七年初の二五八円の糸価が十二月には一九〇円に急落した。「二  
十六七年に於て輸出減退から値下りは激しく、二十六年末には商社の

化繊産業に於ける中小機業の分析

とまれ、中小機業に於ける過度的展開の様相が流通過程を通ずる  
独占利潤の収取のための絶好の条件だったのであり、それゆえに、  
そこに於ける設備の老朽、規模の零細性、過度競争等の経営にと  
つての悪条件は、きわめて合理的な存在理由をもっていたのであ  
る。

註(1) 「東洋レヨン社史」一二五頁。

(2) 同上。

(3) 「繊維産業再建三ヵ年案」「経済復興計画一次案、同改訂  
案」「自立経済審議会案」等参照。

(4) 各機業地の実態については、中小企業庁の「産地診断報告  
書」を参照。

(5) 二次製品としてのレヨンマフラーについては、前記「診  
断報告書」の他、永山武夫・佐口卓両氏の一連の実態調査があ  
る。

(6) 「過度競争」の現象形態として「具体的態様」更に「独占  
によるその利用」は把握されねばならぬ。従ってその利用形態  
は多様である。原糸流通量の調節によるその利用も一方法であ  
り、後の系列化に於ては、系列外機業のそれは、系列機業の低  
賃金を間接的に規制する。前者の利用方法の具体的実例は、狹  
間源三著「化繊資本による市場支配機構」参照。

倒産が続出し、市況は恐慌状態に陥っている。」

このような事態を前に化繊会社は、一方では滞貨の増大を滞貨融  
資<sup>II</sup>これは二十六年末より日銀を通じて行われた<sup>II</sup>と操短<sup>II</sup>二十七  
年初めより人絹糸約二〇%の自主操短を申し合せている<sup>II</sup>によって  
市況の回復を計りながら、同時にこの期を出発点として化繊会社が  
えらんだ恐慌の回避とその積極的打開策はいわゆるデフレ政策であ  
った。

即ち、独占禁止法の改正(昭和二十八年)を起点とし、独占の強  
化を背景として合理化を遂行し、価格を引き下げることの中でダン  
ピング輸出を強行することであった。

もともと、合理化は価格を切下げ、個別的価値を低下させること  
によって利潤の増大を計る。それは生産過程に於ける労働の生産性  
と労働の強化を一層すすめる(第十二、三表参照)。これによって独  
占資本はたとえ価格が下落しても利潤量を増加させることができる  
のであり、他方では競争力を強めて海外市場へのダンピングによる  
市場の拡大を計ることができるとする。このような合理化の過程に照応し、  
この時期の設備投資は、その量的増大の時期を終り、合理化の局面  
を反映して「設備の近代化、技術の更新が計られ、各工程の連続化  
に對し努力が行われた。人絹糸の一人当り運転可能設備は二十六年  
以降かなり上昇し、二十五年の二八四封度は二十六年四四六封度、二  
十八年には五二〇封度と伸び、合理化の成果を現している。」

かかる独占に於ける変化は、当然、人絹機業に或る変化をもたら

第十二表 労働の強化

年度	人絹糸生産高 A	労働者数 B	A/B	平均賃金
25	103.223(100)	63,603(100)	100	—
26	137.937(133.6)	70,235(110)	121	9,890(100)
27	142.191(137.8)	75,088(118)	116	10,315(104)
28	163.262(158.6)	79,110(124)	127	11,548(116)
29	184.852(179.1)	81,042(127)	140	12,346(124)
30	195.352(189.3)	78,516(123)	153	11,639(117)

1) 「日本経済四季報」 14集より 2) ( )内指数

第十三表 労働の生産性

年度	100封度当 使用人員	1人当り 月産高
24	13.42	175.6
25	9.39	259.3
26	7.80	323.5
27	6.86	343.3
28	5.83	399.6

(日本化繊協会資料)

干の変化をもたらしくる。

その方向を指示するものとして、「独禁法」の改正がある。これは主たる眼目を「輸出振興カルテル」「合理化」「不況カルテル」の三つにおき、これらに公然たるカルテル体制をしくことであり、このこと事態、不況の過程が同時に独占の集中強化の過程であり、これによって不況そのものをカルテル外企業に転嫁するためのものであることを物語っている。例えば、輸出振興カルテルは「二重価格

な高価格の政策が輸出の減退を契機として過剰生産を招来した。かくして、この不況をさかいにして独占の市場政策は一部修正され、この面若

第十四表 二重価格

	国内価格	輸出価格
27. 6	235	244
12	200	198
28. 6	247	220
12	280	226
29. 6	209	190
12	200	153
30. 6	189	160
12	234	160

し、市販系にE D条件付販売(輸出証明書)を強制し、一層の「高、布安」の体系を強化しながら、而もそれをダンピング輸出と直結せしめる。

「合理化」は、又かかる体制を必然化せしめるような変化を中小機業にもたらした。動乱後の不況は、価格の下落、市場の縮小によって生産性の低い中小機業に深刻な打撃を与えた。老舗西野産業の倒産事件は、何よりもこの時期の人絹機業の危機を象徴するものだろう。かくして、流通過程の収縮、価格の下落は多くの人絹機業を破壊した。これによって中小機業の低賃金は一層強められる。これは独占会社と中小企業に於ける賃金較差となつて現象する。

デフレ合理化の過程で織物輸出が増大する基礎にはかかる変化が内包されている。「二十八年に於て人絹織物輸出は数量に於て二十七年より一・〇二%も増加しているが逆に金額では二五%も減少している。」

以上、不況の過程に於て独占資本がとりあげたデフレ合理化政

策が人絹機業との関連の中でいかなる意図をもったものであるかについて述べた。

だがこのような合理化政策が中小企業との関連で最も現われるものは「系列支配」という現象である。

2 合理化と系列化

すでに見た如く、デフレ政策は、独占に於けるカルテル強化、生産内部に於ける合理化の進行する過程であったが、それは同時に物価の値下り、取引の集中化などによって人絹機業を経営の危機に追いこみ、その多くを倒産せしめた。系列化とは、独占がこれら多くの機業の犠牲に於て一部中小機業を残存せしめ、それを下請化する事によって市場の不安定を回避し、他方では、その技術、低賃金を組織的に利用する。特に輸出に於ては独占内部の合理化をこれら下請機業の低賃金と結びつけ、ダンピング、市場の拡大と自己の競争力の強化に役立たせる。又、内地市場に於ては、下請機業の製品をいわゆるトップ製品と指定し、自社の原系にかかわる製品の最終消費まで介入し、市場の拡張に努める。

二十七年以降、デフレ不況にもかかわらず織物生産が絶体的に増加していく背景には中小機業に於けるかかる存立の変化が前提されている。人絹機業に於ける系列化の実態はおよそ第十五、六表の示す如くである。

即ち人絹機業を底辺とする縦の系列化は、大別して化繊会社、問屋、親機の三つの賃織下請の形態をもって行われている。これを人

化繊産業に於ける中小機業の分析

第十五表 賃織り生産の推移

	賃織 合計			化 織 会 社		商 社、 問 屋		親 機	
	A	B	B/A	C	C/B	D	D/B	E	E/B
28.4	49,584	14,102	28	2,302	16	9,665	68	2,068	15
29.4	52,788	19,865	38	5,327	27	11,160	56	3,018	15
30.4	64,697	29,847	46	6,340	21	19,137	64	3,721	12
31.4	75,926	40,340	53	8,446	29	27,602	68	4,091	10

1) 単位、千平方碼

2) 「繊維統計年報」

第十六表 系列化

	織布	染色	商事
東 東 東 東	2	4	38
邦 邦 邦 邦	13	5	29
日 日 日 日	3	2	35
帝 帝 帝 帝	1	4	45
旭 旭 旭 旭	3	4	26
三 三 三 三	7	1	23
倉 倉 倉 倉	2	2	23

「経済評論」, 32年3月号, 「日本の独占資本の現状」

絹機業を中心とする横の関連に於て見れば、織布部門を軸とする三工程——染色、織布、仕上の各々が別個に各人絹会社の下請となり、これら三工程は人絹会社を頂点として有機的に結合され、「系列化」の実態を形成している。化繊会社を頂点とする機業の賃織下請は二つの形態を通じて行われている。一つは化繊会社——機業の結合であり、他は商社、問屋を介してのそれである。福井に於ては人絹織物の六〇%、昭和三十年度はこの賃織に組織せられ、織機二〇〇台以



上の規模の大なるものは直接化織会社の組織せられ、他は組合単位で系列支配に属している。又、従来の商社、問屋を通ずる機業の系列支配を前述のレーヨンマフラーについて見れば次の如くである。即ち、二十七年には総生産高の三七%、二十八年には六五%が四つの産地問屋によって占められ、これら産地問屋は、化織会社、有力商社の強い支配下にわかれており、原料を全面的に依存するばかりでなく、製品の販売もそれらを通して行われている。

下請系列化の特徴は、化織会社一機業の結合の中でかなり明瞭に伺うことができる。即ち、第十五表の数字からもわかるように、この形態はまだDの商社、問屋支配のものより量的に劣っているといえ、その増大の比率はかなり顕著である。かかる事情は、基本的には合理化と中小機業の結合を通じて内外の市場の拡大を求める独占が、その市場競争に適應させる上でその低賃金とともに品質の高度化や生産性の向上が強く要求されてくる。このような要求を満たすために、人絹会社がその下請系列に編成するものは比較的優秀な機業に限定されてくる。そこでは原糸の安定的供給によって操業度が高まり、更に生産性を高めるための技術的更新が計られる。例えば、準備工程に於けるテープ・サイジング方式やスラッシュ・サイジング方式の採用、更に、織機の入替、スターテンブル、ワープ・ストップモーションの採用等々が導入されつつある。

かくして「系列化」はその生産過程に於ける合理化を主要な軸として行われてきている。最近の人絹機業の設備合理化計画も、この

系列化の進行と密接にむすびついている。「それによれば登録機のうち四万五千台が老朽の半木製織機であり、これを三十一年度から五カ年間で三万六千台の鉄製織機に更新しようとしている。」<sup>(6)</sup>又「福井県では広巾の織機が四万九千台あり織機の耐用年数を二十五年と見ても、年間二千台の更新が必要であり、而も現有織機の二万四千二百台はすでに経過年数十五年以上の半木製老朽織機である。」<sup>(7)</sup>

かくして、独占に於ける内部の合理化に始まる一連の合理化政策は、系列化の主要な根幹として中小機業に導入され、その技術的な更新を促進している。

他方では、従来の「独占価格」による市場政策の範囲は相対的にせばめられた。とはいえ、その規模別構成が示す如く、零細機業は圧倒的に多く、これら系列外機業のしめる比重は依然として大きい。このような零細機業の存在が、一方では「独占価格」による市場支配を容易にしていると同時に、そこに於ける低賃金が機業全般の低賃金をも規制している。

即ち、合理化と系列化の進行は、独占と中小機業の「賃金格差」を一層増大させており、この点から見れば、「系列化」は、広汎な非系列機業の犠牲、きりすてによって系列機業の低賃金を規制し、これを系統的に利用することであるともいえよう。かかる「賃金格差」に表現される独占の中小機業収奪が最近の組織化をめぐる一つのメルクマールともなっている。

X X X

以上、見てきた如く、戦後の化織独占は、その蓄積を、国内市場に機業を対称として進めてきた。而しながらこの蓄積の過程はそれ自身の生み出す市場の変化の中で行われてきており、幾多の循環の局面をもっている。それぞれの局面に於て、独占はその市場政策を通してきわめて直接的に機業の存立を規定してきたのであるが、それは一貫して中小機業の収奪の過程であった。この点では戦前に於いて指摘した中小機業の担う問題は、戦後より明瞭な形でもって踏襲されている。ただその場合、独占の蓄積とそれによって生ずる市場の変化、更に、それに対応する市場政策の変化によって収奪の具体的形態は変化する。上述、二段階に分けてその概略を指摘した通りである。

註(1) 「東洋レーヨン社史」一四二頁。

(2) 三菱経済研究所「綿と化織の産業構造」一四七頁参照。

尚、かかる設備投資の質的变化と独占の強化については、例えば「繊維全体をとって見れば、五一年から五四年までの間に一

六四二億円の設備投資が行われた。ここで特徴的なことは他の産業と異なりその七七%にあたる一二七〇億円が内部的資金でまかなわれた。」(日本経済四季報)という指摘にもうかがわれる。

(3) 「賃金格差」は、これが中小企業の経営を一般的に成立せしめている基本的要因である。具体的にこれを人絹会社における平均賃金と人絹機業の平均賃金との比較で示せば、前者の二、三四六円に対し、後者のそれは六、七六七円(三十一年度統計資料)であり、その格差は約五割に達している。更に、前記のレーヨンマフラーの例で見た労働時間の延長を考慮すれば、実質的格差はもっと大きくなる。

(4) 永山武夫著「桐生機業の生産力調査」参照。

(5) 狭間源三著「中小企業に於けるイノベーションの本質」P R 五七年三月号参照。

(6) 五六年版「繊維年鑑」一四四頁。

(7) 「エコノミスト」五六年、北田芳治著「輸出中小企業の実態」参照。